

名取市情報公開条例の解釈及び運用基準

(5) 市又は国等（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。）の事務事業に係る意思形成過程において行われる実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成過程に支障が生ずると明らかに認められるもの

【趣 旨】

- 1 本号は、開示することにより、市又は国等の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書を開示しないことを定めたものである。開示をしないことを定めたものである。したがって、行政文書の開示をしない場合とは、市政運営の説明責任の観点から、客観的かつ明白に支障が生ずると判断される情報が行政文書に記録されている場合だけに限られるものである。
- 2 市又は国等の最終的な意思は、機関内部での調査、研究、企画、調整、検討又は関係機関との審議、協議等を繰り返しながら形成されるのが一般的であり、このような最終的な意思決定に至る過程における情報の中には、開示することにより、市民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことがあり、また、機関内部の会議等における自由な意見交換、情報交換が阻害されるものがある。

このような事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成過程に支障が生ずると明らかに認められる場合には、行政文書を開示しないこととしたものである。

【解 釈】

- 1 「事務事業に係る意思形成過程」とは、事務事業において個別の事案については決裁等の事務手続が終了しているが、未だ当該事務事業の最終的意思決定が終了していない段階をいう。
- 2 「実施機関内部」とは、市の執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含むものである。
- 3 「審議、検討、調査、研究等に関する情報」とは、市内部又は市と国等との間において実施している事務事業の最終的な意思形成が終了するまでの間に行う機関内部の審議、検討、調査、研究等に関する情報のほか、会議協議文書等による照会、回答等において実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- 4 「開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成過程に支障が生ずると明らかに認められるもの」とは、次のようなものをいう。

(1) 最終的な意思決定までの一段階にある情報であつて、開示することにより、市民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められるもの

- (2) 行政内部の各種会議、意見交換の記録等で、開示することにより、行政内部の自由な意見交換又は情報交換が妨げられることが明らかに認められる情報
- (3) 調査、試験研究等の結果等又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等で、開示することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えると明らかに認められる情報
- (4) 審議、検討、調査、研究等の為に収集、取得した資料等で、開示することにより、行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になると明らかに認められる情報
- (5) その他開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報